

# 適正取引推進講習会

入場  
無料

**適正な下請取引**は、下請事業者の利益保護を図るという目的から、中小企業政策の重要な柱となっており、中小企業・小規模事業者にとって事業の根幹に関わる重要事項です。  
正しく知って、円滑な事業経営に役立てましょう！

企業の法令遵守が強く叫ばれる中、下請法違反は企業価値を大きく損なう行為です！！

下請法とは…

「下請代金支払遅延等防止法（下請法）」とは、**下請事業者の利益を保護し、下請取引の適正化を推進するための法律**です。製造業からサービス業まで、幅広い分野において適用対象となる取引を明確に示すとともに、親事業者の禁止行為なども具体的に定めています。もし違反が認められた場合には、簡易な手続で迅速に改善を求め、下請事業者を守ることができる仕組みになっています。

## 下請法に違反すると…

行政指導を受けるだけでなく、**企業名、違反事実の概要などが公表される**ため、イメージを損い、社会的評価の低下を招く恐れがあります。また、買手側の消費税転嫁拒否行為は、転嫁対策調査官による監視・取締りが行われています。

## あなたの企業は大丈夫？

例えば、下請事業者に責任がなく、親事業者が**発注後に減額**することは違反です。また、親事業者の事務手続の遅れや、下請事業者から請求書が提出されていないことを理由に**下請代金の支払日を遅らせること**も認められません。

過去に起きた事例では、1社で20億円を超える返還が発生！責任者は下請法の内容を知っていても、現場担当者がルールを知らず、違反してしまうケースもあります。

法の遵守に向けた社内体制を整備するとともに、効果的に運用することにより、違反を未然に防止することができます。  
正しい知識獲得を目指しましょう！

- 【講座 ①】**下請代金支払遅延等防止法 「基礎」**  
【講座 ②】**今から実施したい消費税転嫁対策の増税前の準備ポイントを教えます！**

**2019年 1月 24日（木）**

- 会場 四国銀行本店5階 ホール
- 時間 13:30～16:30（開場：13:00）
- 講師 若杉 洋一氏（弁護士法人大江橋法律事務所）
- 主催：中小企業庁（適正取引推進講習会事務局）  
<http://www.tekitori.org>
- 共催：四国銀行

四国銀行 法人サポート部 あて  
**F A X 0 8 8 - 8 2 2 - 4 9 3 4**

●申込方法

受講ご希望の方は、「受講申込書」に必要事項をご記入の上、FAXください。  
 ※先着20名様のご参加となります。お早目にお申込みください。

**適正取引推進講習会受講申込書**

| 開 催 日         | タイムスケジュール   | 内 容          |
|---------------|-------------|--------------|
| 平成31年1月24日(木) | 13:30~14:55 | 下請代金法(基礎)    |
|               | 15:05~16:30 | 消費税転嫁対策特別措置法 |

|             |       |
|-------------|-------|
| 会 社 名       | ふりがな  |
| 受 講 者       | ふりがな  |
| 部署・役職       |       |
| 住 所         | 〒 -   |
| 電 話 番 号     | ( ) - |
| F A X       | ( ) - |
| E - m a i l | @     |



■会場について

四国銀行本店5階 ホール  
 ※駐車場台数には限りがございます。  
 できるだけバス・電車など公共交通機関をご利用ください。

■本講習会に関するお問合せ先

株式会社四国銀行法人サポート部  
 法人取引推進グループ  
 担当：高野、今井  
 TEL：088-871-2268  
 FAX：088-822-4934

|             |  |
|-------------|--|
| 個人情報の保護について | 本「受講申込書」にご記入いただいた個人情報は、主催者間で、今後の研修等のご案内（パンフレット等の発送）および研修の改良や新しいサービスの開発等の目的で利用させていただく場合があります。 |
|-------------|--|